

## 令和 7 年 第 8 回農業委員会総会 議事録

とき 令和 7 年 8 月 15 日(金)

ところ 東大阪市役所 22 階 会議室 1・2

### 【議事日程】

#### 1. 農地調整・転用届出等に関する件

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 30 号                        |
|       | 相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件       |
| 日程第 2 | 報告第 31 号                        |
|       | 引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件      |
| 日程第 3 | 報告第 32 号                        |
|       | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 4 | 報告第 33 号                        |
|       | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 5 | 議案第 11 号                        |
|       | 農地法第 3 条による許可申請の件               |
| 日程第 6 | 議案第 12 号                        |
|       | 賃貸借台帳変更申出の件                     |
| 日程第 7 | 議案第 13 号                        |
|       | 農地法第 18 条第 6 項による合意解約に係る通知の件    |

出席委員 16 名

途中参加委員 0 名

欠席委員 2 名

事務局 2 名

開会 午後 4 時 00 分

【事務局】

それでは、時間少し早いですが、委員お揃いでございますので、総会を開会させていただきます。

【会長】

開催にあたりまして、一言申し上げます。暑さの厳しい日が続いております。

万博では、…万人が取り残されたということもございます。

委員の皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしのことと存じます。

さて、令和４年９月から就任した、農業委員の任期もあと、数日となって参りました。

本日は今期最後の総会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれより総会を開会いたします。

【議長】

東大阪市農業委員会総会会議規則第６条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。何卒、議事が円滑に参りますよう、よろしくお願いいたします。

失礼ですが着席させていただきます。

本日の総会出席委員は１６名。１６名ですので総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。

異議なしと認め、

１５番 高橋美代幸 委員。

１６番 田中隆夫 委員。

両委員を指名いたします。

それでは審議に入らせていただきます。

日程第１、報告第３０号。

相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい議長。

日程第１、報告第３０号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。

番号 1、被相続人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

相続開始年月日、令和〇年〇月〇日。

相続人住所、氏名、〇〇〇〇。〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積が〇〇㎡で、適用面積が同じく〇〇㎡となっております。他 2 筆でございます。

相続登記が完了しておりません。評価証明書、法定相続情報もしくは戸籍謄本、遺産分割協議書、生産緑地地区の指定を確認しております。令和〇年〇月の〇日証明。

以上でございます。

【議長】

はい。1 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

はい。異議ないものと認め、日程第 1、報告第 30 号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 2 に入らせていただきます。日程第 2、報告第 31 号。

引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第 2、報告第 31 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件、番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日、平成〇年〇月〇日、相続人住所、〇〇〇〇、相続人の氏名、〇〇〇〇、特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積〇〇㎡のうち、適用面積が〇〇㎡。租税特別措置法第 70 条の 6 の第 1 項の適用地でございます。他 6 筆でございます。令和〇年〇月〇日証明。他 5 件でございます。

【議長】

引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件、1 番から 6 番までの専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 2、報告第 31 号。引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 3 に入らせていただきます。日程第 3、報告第 32 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第 3、報告第 32 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件、番号 1、届出人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇。面積が〇〇㎡。転用目的が〇〇、用途地域が〇〇、他 1 筆でございます。他 9 件でございます。

【議長】

はい。この 1 番から 10 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

はい。ありがとうございます。異議ないものと認め、日程第 3、報告第 32 号。農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 4 に入らせていただきます。日程第 4。報告第 33 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。日程第 4、報告第 33 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件。番号 1、譲受人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所在地でございますが、〇〇〇〇。地目が〇、面積が〇〇㎡。転用目的でございますが、〇〇〇〇、用途地域が〇〇。生産緑地が令和〇年〇月〇日に解除されております。

以上でございます。

【議長】

1 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 4、報告第 33 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件は、了承することに決します。

日程第 5 に入らせていただきます。日程第 5、議案第 11 号、農地法第 3 条による許可申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

【〇〇委員】

議長。

【議長】

はい。

【〇〇委員】

私事でございますので、退席させていただきます。

<〇〇委員 退席>

【議長】

はい。

【事務局】

議長よろしいでしょうか。すみません。

【議長】

はい。

【事務局】

日程第 5、議案第 11 号、農地法第 3 条による許可申請の件、番号 1、譲受人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農地の所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡でございます。

申請事由は農業経営の拡大。譲受人の耕作面積は、〇〇㎡でございます。

以上でございます。

【議長】

はい。この件について、ご審議願います。

ご意見ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

意見ないものと認め、日程第5議案第11号、農地法第3条による許可申請の件は許可することに決します。

【事務局】

議長、よろしいですか。議案の説明させていただいてよろしいですか。

【議長】

はい。

【事務局】

3条の許可申請につきましてご説明をさせていただきます。

本件は、農業経営の拡大を目的としました、売買による所有権の移転でございます。

譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんでございます。

農地の所有権移転につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号に、その要件が定められており、いずれかに該当すれば許可ができないというものでございます。

順にご説明をさせていただきます。

第1号につきましては、譲受人が取得した農地を含めて、所有農地のすべてを効率的に利用して耕作を行う必要があるということを定めております。

譲受人の世帯は、〇〇に農地を〇〇㎡所有されておられて、現在、適切に管理をされておられます。

続きまして、第2号でございますが、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合に関する規定でございます、本件とは関係ございません。

続きまして、第3号でございますが、こちらは信託の引き受けに関することが規定されており、本件とは関係ございません。

続きまして第4号でございますが、譲受人が、常時農作業に従事すると認められない場合には許可ができないという内容でございます、譲受人世帯は世帯員が〇名おられますが、〇人とも全員年間〇〇日以上農業に従事されておられるため、こちらにも該当するものではございません。

続きまして第5号でございます。

取得する農地を転貸、いわゆる又貸し、或いは質入れする場合が規定されており、本件は該当するものではございません。

続きまして第6項でございます。

譲受人が、当該農地の所有権を取得した後に行う、耕作の内容、並びにその農地の位置及び規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合は認められないというものでございますが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うという決意があり、申請書の記載内容や現地調査の結果などから、当該項目に該当するものではございません。

議案に対する説明は以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。

はい。よろしいですか。

<意見なし>

<〇〇委員入室>

【議長】

よろしいですか。日程第6に入らせていただきます。

日程第6議案第12号。賃貸借台帳変更申出の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第6、議案第12号、賃貸借台帳変更申出の件、番号1、変更前でございます。賃貸人の住所、〇〇〇〇、賃貸人の氏名、〇〇〇〇、賃借人住所、〇〇〇〇。賃借人の氏名、〇〇〇〇、農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。こちらの方の記載の内容が、1番の下の方。変更後になります。

賃貸人の住所が〇〇〇〇。賃貸人氏名が同じく〇〇〇〇、賃借人住所。〇〇〇〇、賃借人氏名が〇〇〇〇、他1件でございます。以上です。

【議長】

はい。続きまして事務局、説明願います。

【事務局】

はい。議長。賃貸借台帳変更申出の件についてご説明をさせていただきます。

本件は、当委員会備え付けの賃貸借台帳、旧小作台帳でございますが、記載の賃貸人及び賃借人の相続により変更を記載する申し出があったものでございます。

番号1から順にご説明をさせていただきます。

農地の所在地は〇〇〇〇、地目は〇、面積は〇〇㎡の農地です。

賃貸人である〇〇〇〇さんに変更はございません。

一方、賃借人であった〇〇〇〇さんは、令和〇年〇月〇日に死亡されておられ、その相続人である〇〇〇〇さんが、当該農地の賃借権を相続されておられます。

被相続人、〇〇〇〇さんの戸籍により、相続人が〇〇〇〇さんしかいないことを確認させていただいております。

賃借人であった被相続人、〇〇〇〇さんの相続人、〇〇〇〇さんからの申請により、小作台帳の記載変更を行うものでございます。

続きまして、番号2のほうをご説明させていただきます。

農地の所在が〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。

〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。

〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。

〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。なおこちらの筆につきましては登記簿上の面積は〇〇㎡でございますが、賃借権が設定されているのが、そのうちの〇〇㎡というところでございます。以上4筆でございます。

このうち、議案書の9ページに記載をさせていただいております3筆、〇〇、〇〇、〇〇と、議案書の10ページに記載をさせていただいております、1筆〇〇につきまして、それぞれ賃借人の動きが異なりますので、別々に説明をさせていただきます。

まず、議案書9ページ記載の3筆からご説明をさせていただきます。

賃貸人である、〇〇〇〇さんは、平成〇年〇月〇日にお亡くなりになられ、〇〇〇〇さんがその所有権を相続されている旨、土地の登記簿謄本にて確認をさせていただいております。

続きまして賃借人側でございますが、賃借人である〇〇〇〇、他〇名でございますが、このうち、〇〇〇〇さんが昭和〇年〇月〇日に死亡。〇〇〇〇さんが、平成〇年〇月〇日に死亡されておられ、相続人間で遺産分割調停申立事件となりましたが、平成〇年〇月〇日に、大阪家庭裁判所にて調停が成立し、その家庭裁判所の調停が成立した時点におきまして、当該農地の小作権につきましては、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの〇名が相続をされることで、家庭裁判所の調停が成立しておりました。が、その後に、〇〇〇〇さんが、平成〇年〇月〇日にお亡くなりになられ、その〇〇〇〇さんの相続人である、〇〇〇〇さん。それから〇〇〇〇さんが、小作権を相続された旨、遺産分割協議書にて確認をさせていただいております。

従いまして、議案書9ページの備考欄の下部記載をさせていただいております〇〇〇〇さん他〇名。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが新たな賃借人となられておりますので、そのように台帳の記載を変更するものでござい



す。

続きまして、議案書 10 ページに記載をさせていただいております、〇〇〇〇についてご説明をさせていただきます。

賃貸借台帳記載の賃貸人、賃借人は先ほど説明させていただきました議案書 9 ページ記載の 3 筆同じでございますが、こちらの筆につきましては、〇〇〇〇さんが、昭和〇年〇月〇日に死亡され、また、〇〇〇〇さんが、平成〇年〇月〇日に死亡された後の、遺産分割調停の申し立て事件にて成立した、大阪家庭裁判所の調停にはこの筆が含まれておられない状態で調停をされておられました。

従って、もともとの賃貸借台帳記載の賃借人のうち、死亡された〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん〇〇〇〇さん、それぞれの、法定相続人全員からの台帳記載の変更申出となっております。従って、〇〇〇〇さん他〇名ということになっております。

説明は以上でございます。

#### 【議長】

はい。この件につきまして、ご審議願います。

ご意見ございませんでしょうか。

#### <意見なしの声>

異議ないものと認め、日程第 6、議案第 12 号賃貸借台帳変更申し出の件は許可することに決めます。

日程第 7 に入らせていただきます。日程第 7、議案第 13 号農地法第 18 条第 6 項による合意解約に係る通知の件を議題とします。事務局より報告願います。

#### 【事務局】

はい議長。日程第 7、議案第 13 号、農地法第 18 条第 6 項による、合意解約に係る通知の件。番号 1、賃貸人住所、〇〇〇〇、賃貸人氏名、〇〇〇〇、賃借人住所、〇〇〇〇。賃借人氏名。〇〇〇〇 他〇名。所在が、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。解約の事由でございますが、農地法第 18 条第 1 項第 2 号によるものでございます。備考といたしまして、賃借人の他〇名を記載させていただいております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんでございます。他 1 件というかその下の方に、先ほどちょっとご説明させていただきました、賃借人が別になっており、筆も合わせて記載をさせていただきます。

以上でございます。

【議長】

この合意解約に係る通知の件ですね、これちょっと事務局で説明願います。

【事務局】

はい、議長。18条の合意解約につきましてご説明をさせていただきます。

農地の賃貸借の解約につきましては、原則、農地法第18条により、都道府県知事の許可を受けなければ解約ができないというものではございますが、同条第1項第2号のただし書きにて、合意による解約が、その解約によって農地を引き渡すことになる期限6ヶ月以内に成立した合意で、かつ、その旨が書面において明らかであるものについて行われる場合はこの限りではないとされております。

さらに同条第6項にて、第1項ただし書きの規定により、許可を要しないで行われた、合意解約につきましては、農林水産省令に定めるところにより、30日以内に農業委員会にその旨を通知しなければならないと定められておるものでございます。

番号1につきましてご説明をさせていただきます。

まず、議案書11ページ上段記載の3筆につきまして、ご説明をさせていただきます。

賃借人である〇〇〇〇他〇名と、賃貸人である〇〇〇〇さんにて解約が成立したものでございます。

離作補償としまして、賃貸人、〇〇〇〇さんが、当該農地の売買価格の〇〇の額を賃借人に支払うという内容で合意をされておられます。

農地の引き渡し日が令和〇年〇月の〇日、合意解約の成立が令和〇年〇月の〇日で、農地の引き渡しの期限の6ヶ月前までに、合意解約が成立しており、農地法第18条第6項により農業委員会へ通知をされるものでございます。

なお当該通知書につきましては、農地法施行規則第68条第1項各号による記載事項、並びに第2項に規定されている、当事者の連署による通知であること。第3項各号に規定されている必要書類が添付されていることを確認させていただいております。

続きまして、議案書11ページから記載の一筆につきましてご説明をさせていただきます。賃借人である〇〇〇〇他〇名と、賃貸人である〇〇〇〇さんにて解約が成立したものでございます。

離作補償としまして、賃貸人の〇〇〇〇さんが、当該農地の売買取引価格の〇〇の額を、賃借人さんに支払うということで合意をされておられます。

農地の引き渡し日、こちらも令和〇年〇月の〇日、合意解約の成立日が令和〇年〇月の〇日で、農地の引き渡し期限と6ヶ月前までに合意解約が成立しており、農地法第18条第6項により農業委員会へ通知をされるものでございます。

なお、当該通知書につきましては、農地法施行規則第68条第1項各号による記載事項、第2項に規定をされている当事者の連署による通知であること。また、第3項各号に規定

をされている必要書類が添付されていることを確認させていただいております。  
説明は以上でございます。

【議長】

はい。この件につきまして、ご審議願いますご意見ございませんでしょうか。

<意見なしの声>

はい。意見ないものと認め、日程第7、議案第13号、農地法第18条第6項による合意解約に係る通知の件は承認することに決定します。

以上をもちまして本日の定例総会は、終了します

終了 午後4時30分

以上の事実と相違がないことを証するため、署名する。

会長 大西 博

委員 高橋 美代幸

委員 田中 隆夫

令和7年 第8回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

| 議 席 | 氏 名   | 出 欠 | 議 席 | 氏 名    | 出 欠 |
|-----|-------|-----|-----|--------|-----|
| 1   | 宮崎 行俊 | ○   | 10  | 石橋 亮平  | ○   |
| 2   | 木田 悟朗 | ○   | 11  | 大野 一博  | ×   |
| 3   | 草開 善城 | ○   | 12  | 柳生 よみ子 | ○   |
| 4   | 大東 雄太 | ○   | 13  | 柴村 義信  | ○   |
| 5   | 田中 強志 | ○   | 14  | 菱井 和樹  | ○   |
| 6   | 仲津 恭司 | ×   | 15  | 高橋 美代幸 | ◎   |
| 7   | 大西 博  | ○   | 16  | 田中 隆夫  | ◎   |
| 8   | 西田 博文 | ○   | 17  | 小林 茂一  | ○   |
| 9   | 石井 忠和 | ○   | 18  | 山口 裕之  | ○   |

- 出 席
- ×
- ◎ 議事録署名委員
- △ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥 田 陽 子

事務局次長 横 関 真 人